

古代東国出土紡錘車刻書の仏教的願文

—— 埼玉県皂樹原遺跡出土資料の釈義 ——

門 田 誠 一

〔抄 録〕

本論では埼玉県皂樹原遺跡から出土した石製紡錘車を対象として、まず、そこに線刻された文字に対する釈字を行った。次に線刻文に記されている語句の出典論的な検討を行い、続いてその文章を釈読した。その結果、この線刻文が仏典に由来する語句を用いた一種の仏教的願文であることを証した。そして、このことに

よって、古代集落において、紡錘車を用いる女性が関与した仏教信仰の具体的な一面を明らかにし、東国古代の民衆次元での仏教信仰の様相を提示した。

キーワード 線刻紡錘車、文字資料、仏教語、古代、東国

序

東国の奈良・平安時代の遺跡から出土する遺物のなかで、質量ともに多くの蓄積をみているのが仏教関係資料である。とりわけ集落内あるいは集落と近接する場所に所在する建物跡から、瓦塔や瓦堂が出土する事例が多く知られ、また、仏教関係用語を記した墨書土器や仏鉢形土器をはじめとして、錫杖や水瓶などの金属製仏器が出土する遺跡もある。これらの仏教関係遺物を出土する遺跡は、一九九四年時点で

の千葉県内を対象とした集成でも、約七〇例を数え、以降の調査例を含めると、その数は東国の奈良・平安時代の集落や民衆次元での仏教信仰の具体相を考究するための中核をなす考古資料となっている。

とりわけ古代集落や周辺から出土する墨書土器のなかには寺名や仏教語を記した例があり、このほかにも石製紡錘車などの器物に仏教語が刻されたり、記されていることがある。このような資料は使用者である集落構成員が信仰した仏教信仰の実態を示す資料に他ならない。筆者もおりにふれて、このような古代東国出土の仏教関係遺物に関し

て、考察を行ってきた。^① 本論はその一環として、仏教的願文を刻した紡錘車を取り上げ、その線刻文の内容を吟味する。

一、刻書紡錘車に対する従前の研究

はじめに東国の古代遺跡から出土した仏教関係遺物について、本論で考察する刻書紡錘車を中心として、関連する資料についてのこれまでの研究を概観し、紡錘車刻書の内容を検討する本論の位置づけを明らかにしておきたい。

千葉県を中心とした仏具出土集落を分析された宮田安志氏は本論でも参照する千葉県・ムコアラク遺跡出土の線刻銘紡錘車について、経文を刻したものと評価されたが、その根拠は示されず、経文の特定も行われなかった。そして、氏が「経文紡錘車」とした遺物や仏鉢形土器は、政治権力の主導によって行われた仏教と儒教の融合が、一般集落にまで展開した物的証拠とされた。しかし、国家による儒教浸透の方針について、『続日本紀』天平宝字元年（七五七）四月辛巳条にみられる孝経を家藏せしめるという記事のみによっており、さらに文献と考古資料とが具体的に対応していないという点で基本的な問題を残している。ただし、ムコアラク遺跡出土線刻銘紡錘車について、これも根拠は提示されていないが、仏教信仰と在来的な神祇信仰との両側面の存在を指摘したことは先見的な知見といえよう。^②

鈴木孝之・若松良一の両氏は関東地域における出土した呪文や宗教的絵画を線刻された紡錘車の主要例を集成し、個別的に詳細な吟味を

行った。その結果、文字を刻された紡錘車については、①方位除けの呪文と推定される漢詩を刻むもの②仏力の加護をたのむ呪文を刻むもの③目神の加護をたのむ呪文を刻むもの④天矢の加護をたのむ呪文を刻むもの、という四類型の存在を示した。また、仏教的絵画を刻した紡錘車については、呪術に使用されたもの、仏力によって糸紡ぎの成就を図ろうとしたもの、祭祀・法要に使用されたもの、呪文によって糸紡ぎの成就を図ろうとしたものなどの類型的な意味づけを行った。さらに、のちに詳述する臼樹原遺跡出土の線刻紡錘車についても、「観下十大身部力見宜全尔」という釈字（以下では鈴木・若松釈字あるいは釈文と略称する）がなされ、その意味として「糸をうまく紡ぐための呪文」という解釈を提示した。^③

筆者も千葉市ムコアラク遺跡出土の紡錘車にほどこされた線刻文に対して検討したことがあり、そのなかで線刻文に記された「申如林」の語が、仏典にしばしばみえ、釈迦と弟子たちが修行を行った学林樹木である「申恕林」であることを示した。^④

いっぽう、本論で検討を行う臼樹原遺跡出土紡錘車の線刻文（以下では特に注記しない場合は臼樹原遺跡出土例を線刻文と略称する）については、これまで、先述した鈴木・若松両氏による釈字と解釈があり、その後、このような釈字と内容の解釈を追認する見解も示されている。^⑤ しかしながら、従前の解釈は恣意的な面があり、以下にこの線刻文について、構成する語句を検討しながら、釈読していきたい。

二、皂樹原遺跡と出土紡錘車の刻書

本論で検討する線刻文のある石製紡錘車は埼玉県児玉郡神川町の皂樹原遺跡から出土した。皂樹原遺跡は神流川右岸の扇状地中央の標高八五メートル付近に位置する。

一九八〇年（昭和五五）に最初の発掘調査が行なわれ、その後、一九八七年以降に行われた発掘調査の報告書が相次いで刊行されている。それらでは皂樹原・檜下遺跡として、一体として扱われており、扇状地に所在する大規模な集落遺跡であり、皂樹原遺跡の北部地区から一

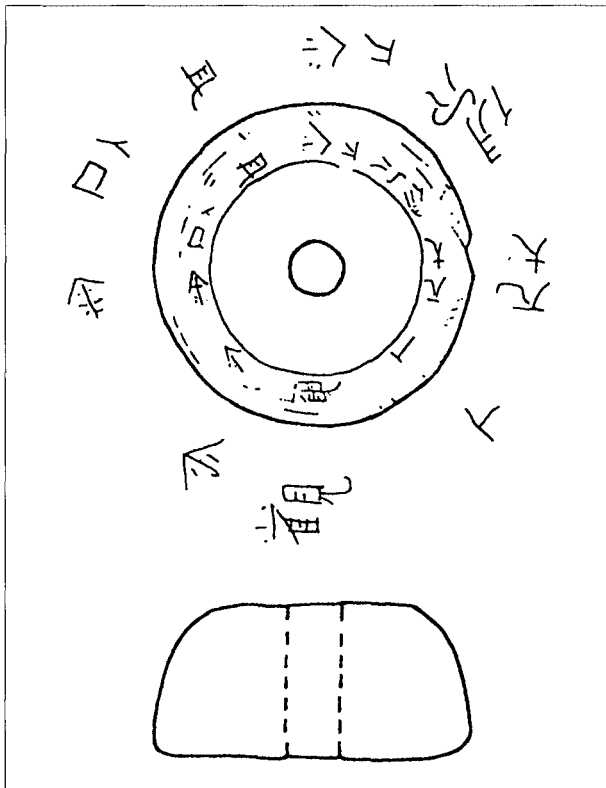


図1 皂樹原遺跡出土の線刻紡錘車（実大）

（ただし、報告書による釈字をそのまま転載した。私釈は本文参照のこと。）

点、金屎地区からは二点の瓦塔片が出土しており、刻書紡錘車が出土した地点の近隣には瓦塔を安置した仏教関係の建物が存在したことが想定される。

本論で取り扱う石製紡錘車は皂樹原遺跡の包含層より出土しており、最大径四・三センチ、厚さ二・〇センチで、形態的には断面形はやや外反しているが、台形状を呈する通常の石製紡錘車の範疇に入る（図1）。一九九二年に刊行された『皂樹原・檜下遺跡IV（奈良・平安時代編3）』の「調査成果のまとめ」では「奈良・平安時代の遺物（4）文字資料の集成」のうち、「刻書紡錘車」六点中の一点として、図が掲載されており、ここでは出土遺構は「七八―一三〇G」とされているが、この遺構についての記述はなく、詳細な出土位置等は把握できない。ただし、皂樹原遺跡では石製紡錘車がほぼ八世紀頃から一〇世紀の初めころまで出土すると報告されているため、本遺物の所屬時期についても、この時間幅の範囲で捉えておきたい。また、同じく報告書では、釈字・釈読については、正確な解読を経っていないとして、記述がなされていない^⑩。その後、この刻書に対して、刻書紡錘車自体の研究史でもふれたように鈴木・若松釈文が示された。

このように紡錘車の刻書の釈字と解釈がなされてきたことは、古代東国出土の文字資料に関する研究の展開を示すものである。しかしながら、筆者は、このような有銘考古資料の釈字やとりわけ釈読が、語句の字義や出典を提示することなく行われることについては、歴史資・史料としての扱いおよび論証という点か

ら危惧を覚える。そこで、以下では、まず、件の刻書文に対して、実際の観察による釈字を提示し、私見としての釈字を確定した後、それぞれの語句の出典を示すことで、これらを成文する際に典拠となり、また、背景となった仏典を類推し、そのことによって当時の仏教信仰の具体的な一面に接近する。

三、刻書の釈字と思想・信仰的背景

先行研究では「観下十大身部力見宜全尔」と釈字された線刻文について、個々の文字の確定から行っていきたい。

まず、冒頭の「観」については、報告書の実測図よりも、実際には第二画の横線が明確に認められ、九画から十一画までの横線も、すべて第八画の縦線を買っている。右側の旁も欠画のない「見」字であることから、本字の「観」の略体字である「観」字とみて間違いないであろう。

次の「下」については、報告書実測図および鈴木・若松釈字でも第三画が記されていないとする。これについては実際にそのとおりであり、字形としては一般的な「下」字とは異なる。しかしながら、「下」字の異体字では第三画がみられない字形も存在し、例えば、『説文解字』等には篆書体の一種である小篆のなかに、「𠂔」の字形があげられている¹¹。なお、現用の「JIS補助漢字」その他にも、同じ字形の異体字があり、これを「𠂔」と釈して問題ない¹²。

続く文字として、これまで「十大身部力」とされた部分については、

その前の「十」については、縦画と横画が直線ではなく、曲線状をなすが、それぞれが交差していることは間違いなく、「十」と釈して問題ない。また、その次の「大」字は問題なく、続く「身」字については、鈴木・若松釈読では人偏があるとされていたが、これは存在せず、むしろ「身」字そのものと解することができる。その次の文字は「部」の略字である「𠂔」である。これらによって、従来の釈字に誤りはなく、「十大身部力」と釈読できる。

ただし、「力」の次は空格であり、文字は存在しない。その次の鈴木・若松釈読で「見」字とされていたものは、三画めと四画めに縦画と横画の交差があり、さらに下部の八画めは左はらいではなく、右側に撥ねており、「毘」と読むことができる。次の文字はやや字体が崩れているが、従来どおり、「宜」と読むことができる。

最後の二文字は上半部に部首としての「ひとがしら」があることは確実である。下半部は「氷」と認識されるが、このような異体字の存在は管見の限りでは知られず、確定できない。

不確定な字画もあるが、以上の釈字を総じて、文章を復原してみると、

観下十大身部力 毘宜□□

という十一文字からなる一応の釈文を示すことができる。私釈では七文字目の「力」の後に空格の存在を認め、その後に「毘宜□□」の四文字が断続することを観察した。よって、この線刻文は、前半七文字からなる「観下十大身部力」と空格を介して、後半四文字の「毘宜□□」の二つの文から構成されたと考える。

鉢羅象力不如一波頭摩象力。十波頭摩象力不如一拘物頭象力。十拘物頭象力不如一分陀利象力。十分陀利象力不如人中一力士力。十人中力士力不如一鉢健提力。十鉢健提力不如一八臂那羅延力。十那羅延力不如一十住菩薩一節之力¹⁸。という文章がある。

煩雜ではあるが、後の吟味に則して、この部分の典型的な和訳を示すと以下のようになる。

すなわち、「復次に世尊、世に病者有りて、四代増損互いに調適ならず。羸瘦乏極なり。是の故に、意に隨いて座起すること能わずして、床褥に臥著するも、如来の四大は和適ならざる無し。身力具足して亦羸損無し。世尊。十の小牛力は大牛力に如かず。十の大牛力は一の青牛力に如かず、十の青牛力は一の凡象力に如かず。十の凡象力は一の野象力に如かず。十の野象力は一の二牙象力に如かず。十の二牙象力は一の四牙象力に如かず。十の四牙象力は雪山の一白象力に如かず。十の雪山の白象力は一の香象力に如かず。十の香象力は一の青象力に如かず。十の青象力は一の黄象力に如かず。十の黄象力は一の赤象力に如かず。十の赤象力は一の白象力に如かず。十の白象力は一の山象力に如かず。十の山象力は一の優鉢羅象力に如かず。十の優鉢羅象力は一の波頭摩象力に如かず。十波頭摩象力に不如）一の拘物頭象力に如かず。十の拘物頭象力是一分陀利象力に如かず。十の分陀利象力是人中の一つの力士力に如かず。十の人中の力士力は一の鉢健提力に如かず。十の鉢健提力は一の八臂那羅延力に如かず。十の那羅延力は一の十住菩薩の一節の力に如かざるが如し¹⁹」という内容である。

この部分では「十大牛力」「十青牛力」「十凡象力」「十野象力」「十優鉢羅象力」「十那羅延力」などに示される十を単位とした臂力や能力が羅列されており、線刻文にみられる「十大身部力」の語と基本的に成語の順番と構造が一致している。なおかつ、この経文には「身力具足亦無羸損」にみられるように「身力」という語が用いられている。これは刻書の「十大身部力」のなかの「身部力」と関連すると考えてよい。

このようにみてみると、刻書文のなかの「十大身部力」の箇所は『大般涅槃經』卷第十「現病品」に代表される仏典を典拠として成文されたと考えられる。『大般涅槃經』と呼ばれる仏典は一般的には、北涼の曇無讖訳とされる四十巻本を指し、その内容は仏身常住、涅槃の常楽我淨、一切衆生有仏性に示されるという。そのうち、上にあげた「現病品」とは病と称するものは実は無病であるとする方便秘密の教えを宣示する章であるとする²⁰。

そのなかでも、ここでとりあげた「現病品」の一部は、人間の病の原因はなにか、という問いに対して、対照としてブツダの身体について述べた箇所であり、この部分の意味は『国訳一切經』の該当部分をあげて示したが、大意は以下のようになる。すなわち、ブツダの身体を構成する要素は調和が取とれ、力があり（身力具足）、まったく衰弱するところがないとする。また、それを例示する事象として、十頭の子牛の力（十小牛力）は一頭の大きな牛の力（一大牛力）にはかわず、十頭の大きな力（十大牛力）は一頭の青牛の力（一青牛力）にはかなわぬ、十頭の青牛の力（十青牛力）は一頭の普通の象の力

ただし、紡錘車に刻された文章は、文頭の確定が難しく、また空画によつて文章を切るかどうかにも課題があり、決定的な釈文ではないが、後述するように「観」字が意味上ではこれに続く字句に対する命令形などの係り方が想定されるため、これを文頭と考える。

次にこのように釈字した線刻文について、個々の語句の出典を検討しながら、釈読を行う。

まず、「観下十大身部力 毘宜□□」という刻書文の冒頭に置かれた「観下」の語についてみていきたい。そもそも「観」の語は、仏教語として、広く諸経典にみられる。その語義は多様であるが、一般的には、「真理を観すること。観念する。観察する。観想する」意味として用いられる。

このような仏教語である「観」を含む「観下」は、数多くの経文や経論のさまざまな文脈で用いられる。それは挙例にいとまがないほどであるが、この語の指し示す内容をよく示す例文をあげるならば以下のような文例がある。すなわち、「曰く、一有情の心心所法は、一境界に於て、俱時にして転ずるも、理として展転して、互いに相縁するの義なし、たとえば多人集まりて、一処にあるが如し。或いは同じく下を観、或いは共に空を観るに、理として、必ず互いに面を相見ること能わざらん」のごとき箇所である。また、「神境通を以つて上に住して見る。舍を営む人が上に処して下を観るが如く、是くの如く上に居して下の衆色を観るなり」のような用法である。さらには「復（また）次に、是の三昧王三昧に入れば、能く一切の三昧の相を観ること山上より下を観るが如し」とか「復た世間の諸の近分定に拠つて若

（もしくは）は方便道、若は無間道、若は解脱道にて、或いは断滅の為に、或いは証得の為に修習する者は、彼れ所縁に於いて、或いは過失を観じ、或いは静寂を観じ、下の過失を観じ、上の静寂を観ず」のように用いられる。

すなわち、これらは当然ながら、「観」という動作が向く物理的または観念的方向としての下を表している。

ここに典型的に示されるように方向や上下関係としての下を「観」という意味であることから、「観下」の語を含む仏典は多数に過ぎ、また、「下」は「観」という動作の及ぶ指向を表す一般的な語であることから、線刻文が直接、いずれの出典としているかを特定することは難しいが、それゆえに仏典にみられるごく一般的な語であるといえる。そして、このように仏典では通有の語が線刻文に用いられていることが指摘できる。

さらに、「観」を含む「観下」の語が仏教語であることは、これに続く、「十大身部力」という語の典拠を示すことから補強される。それは『大般涅槃經』卷第十の「現病品」であつて、「復次世尊。世有病者四大増損互不調適羸瘦乏極。是故不能隨意座起臥著床褥。如來四大無不和適。身力具足亦無羸損。世尊。如十小牛力不如一大牛力。十大牛力不如一青牛力、十青牛力不如一凡象力。十凡象力不如一野象力。十野象力不如一二牙象力。十二牙象力不如一四牙象力。十四牙象力不如雪山一白象力。十雪山白象力不如一香象力。十香象力不如一青象力。十青象力不如一黄象力。十黄象力不如一赤象力。十赤象力不如一白象力。十白象力不如一山象力。十山象力不如一優鉢羅象力。十優

(一凡象力)にはかなわない、などのような比喻のなかで「力」の付いた語句が用いられている。そして、これを用いて凡夫と菩薩の身体の差異を説いている。これは端的には、ブツダの十力を牛や象の力に喩況している箇所とされる。⁽²¹⁾

線刻文の「十大身部力」はこのような仏典を典拠ないし背景としており、その根本にはブツダ特有の十種の能力とされる「十力」という法数が存在していると考えられる。また、仏典の行文の例からみて、この部分の意味については「十の大きな身体部分の力」というほどの意味をもつと考えたい。

このように仏典の文章を参考にしつつ、試みに線刻文の前半の大意を示すならば、「十の大きな身体部分の力を観想せよ」というほどになろう。ただし、あくまでも現時点での試釈であり、今後、類似資料の発見による補綴や語句の字義の訂正に負うところが多い。

いずれにしろ、上述のような皂樹原遺跡で出土した紡錘車に記された線刻文は「観下」に始まる仏教語によって構成されており、かつ「十大身部力」に示されるように『大般涅槃經』に典型的に示される「十大」と「力」から成る語句を典拠として成文されていることを証しえた。

四、刻書紡錘車からみた東国古代仏教の浸透

古代東国における紡錘車の線刻文に関して、従前はそれらの中に仏教語が含まれているとは認識されていなかったが、これに対して本論

では皂樹原遺跡出土例を釈字と釈文から、これが仏教語から構成される一種の願文であることを述べてきた。しかしながら、一資料の吟味に止まらず、古代東国で出土した文字を有する考古資料の中に仏教語がみられることについては具体的な言及がなされてこなかった。

これに対して、筆者は千葉市ムコアラク遺跡出土の紡錘車の線刻文中にみられる「申如林」の語について、仏典に釈迦と弟子たちが修行した学林樹から成る森である「申恕林」の異表記であることを指摘した。そして、このような集落における一般的な規模と形態を有する竪穴住居址から出土し、なおかつ女性が使用し、所有する生産用具である紡錘車に、そのような仏典を典拠とした語句が線刻されていることから、古代東国における仏教浸透の具体的な一面を示していることを論じた。⁽²²⁾

今回、検討の俎上に乗せた皂樹原遺跡出土の紡錘車にも、同様に仏典を典拠とした語句で構成された一種の願文が記されていたことに對しては、ムコアラク遺跡出土例同様、皂樹原出土例も古代東国の一般的な竪穴住居址から出土した女性の用いる通常の生産用具という属性を有する紡錘車であり、二つの資料は基本的には共通した要素を有しているのであって、これらを類同性の範疇で理解して大過ない。この点で、両遺跡出土資料は、それらがいずれも、個々の偶発的な事例であるのではなく、古代東国の集落次元における仏教浸透の様相を裏づける有力な論拠たりえるのである。

九世紀を中心とした古代東国の集落では、その一般的な構成員たる女性の通常の所持品である紡錘車に仏典を典拠とした仏教語によって

成文された文章が記されていたことが明らかに。今、彼女たちが仏典ないしそこに記された仏教語に接触する機会をもっていたと考えるをえないのであって、それは古代東国の集落における仏教実修の具体相の一部を示すと考えられる。

さらに、紡錘車に線刻された仏教語の出典となった経典類を所持し、またそれらの読誦を行い、あるいは講学を実修していた人士の存在および活動も、確かな足跡を考定しうるにいたった。このような人々の確実な属性については、未だ現時点では推定の域を出ないが、同じく古代東国の集落遺跡より出土する仏鉢形土器、金属製仏具などに関して、それらの出土の背後に私度僧の活動があったと端的に想定する見解がある。⁽²³⁾

このような集落次元での仏教信仰および仏教的情報の伝達者を考定する際に考古資料として一定の論拠となりうるのが、距離をおいた複数の遺跡から出土する同一筆跡の墨書土器である。例えば千葉県では同じく東金市に所在するが、互いに三・二キロ離れた久我台遺跡と作畑遺跡で同一筆跡の「弘貫」という僧名と考えられる墨書が記された土器が出土した。⁽²⁴⁾これに対して、「現世利益的な仏教を説いてまわった僧侶の姿が連想される」という踏み込んだ解釈もなされている。⁽²⁵⁾仏教の内容が「現世利益的」かどうかについては、さらに具体的な検証が求められるにしろ、奈良・平安時代を中心とした久我台遺跡では、遺構・遺物の面からはほとんど仏教の様相が看取できないことから、僧が定住したとは考えにくく、作畑遺跡を拠点とした「私度僧」の活動と結びつける見解も示されている。⁽²⁶⁾すでにふれたようにこの墨書は

同一人によるものと報告されており、加えて墨書がなされた土器そのものの胎土・整形等の細部ともに酷似していると観察されており、同一箇所筆写された土器が移動したものと考察されている。⁽²⁷⁾

この墨書の「弘貫」を僧の名とみて大過ないならば、久我台、作畑の両遺跡から出土した墨書土器は、前述の示唆のとおり、集落間における仏教信仰の伝播や浸透についての具体的な実態を示しているといえよう。

加えて、いずれも包含相からの出土ではあるが、臼樹原遺跡の北部地区から一点、金屎地区からは二点の瓦塔片が出土しており、⁽²⁸⁾刻書紡錘車が出土した地点の近隣に瓦塔を安置した建物があったことが推定される。また、臼樹原遺跡の北側に隣接して、七世紀末から八世紀初頭を中心とした瓦が出土する地点があり、刻文紡錘車よりも時期のさかのぼる寺院の存在が知られている。⁽²⁹⁾このような古代寺院は、当該地域における仏教弘通の面からは、集落内に瓦塔を安置した村堂のような施設の起点となり、さきがけとなったものと推定される。

ひるがえって、このような古代東国における集落で実修された仏教を弘通し、仏教の情報を伝達した人士の属性について、判断するためには、さらなる考古資料とくに文字資料の蓄積が必要であるが、ここでふれてきた紡錘車線刻文の内容や土器に記された墨書の意味から、少なくとも集落次元で難解な仏典の語句を説き、内容を宣揚できる程度に教学を備えた人士が東国の広範な地域で活動していたことが想定される。

このように臼樹原遺跡から出土した石製紡錘車に記された線刻文の

釈次と釈読によって、九世紀代を中心とした古代東国の集落における仏教の実態の一端を明かにしえたと史料する。

結語

本論において、ここまで述べきったことを摘要することによって、結語に代えたい。

まず、はじめに皂樹原遺跡出土例を中心として、関連する資料について、古代東国出土の石製紡錘車線刻文に関する研究史を整理しながら、そのような線刻文中にみられる仏教語については、これまで言及されることがなかったことを確認することによって、線刻文中の仏教語の存在とそれによる成文を考究する本論と関連論考の研究史上における意味を示し、一連の研究の特色を位置づけた。

次に皂樹原遺跡出土の紡錘車に施された線刻文の釈字を行い、それが「観下」で始まる構成であり、「十大身部力」という語が続くことを確定した。

そして、これらの語を含む線刻文の釈文を行い、「観下」が仏教語であり、これは「観想せよ」というほどの意味であり、「十大身部力」は『大般涅槃經』に典型的にみられる「十大」と「力」から成る語句をもとに成文されていることを明らかにした。そして、このような語の背景として、釈迦特有の十種の能力である「十力」の語が存在する可能性を示した。

そして、このことによって皂樹原遺跡出土紡錘車の線刻文が仏典を

典拠として成文されていることを論証したのであり、その文章としての属性は「観下」という動詞的な言辞で始まることからして、一種の願文であることを指摘した。

これらの事実を証することによって、古代東国の集落成員たる女性が所持し、使用する紡錘車に仏典を典拠とする願文が記されていたことを明らかにした。また、彼女たちの周囲には仏典そのものあるいは仏典を誦誦、学修するとともに、集落の成員にそれらを講説する人士の存在を想定した。

本論では個別具体的な資料の釈読と解釈、そして所属する時期と当該地域における位置づけを示したが、ここに取り上げた資料にとどまらず、出土の文字を記した考古資料そのものが、個々の偶発性や一回性にもとづく、遊離した遺物としてではなく、古代東国の集落、さらにはそれらが構成する社会における仏教の浸透や展開を具体的に示す重要な資料であることを提示しえた。今後も具体的な個別資料の実証的な検討の例示によりながら、このような方向にそって、さらなる知見の蓄積を期したい。

〔注〕

(1) 門田誠一「東国古代の出土文字資料にみる仏教語―集落における信仰と經典の実相―」『佛敎大学アジア宗敎文化情報研究所紀要』一、二〇〇五年

門田誠一「古代東国出土の線刻文字資料に関する一解釈―古代集落における經典誦誦の実態―」『佛敎大学アジア宗敎文化情報研究所紀要』二、二〇〇六年

- (2) 宮田安志「仏具出土集落の出現とその背景―古代東国を中心として―」『論集しのぶ考古―目黒吉明先生頌寿記念―』論集しのぶ考古刊行会、一九九六年
- (3) 鈴木孝之・若松良一「信仰資料としての紡錘車―呪文や宗教絵画を刻んだ石製紡錘車―」『財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』一六、二〇〇一年
- (4) 門田誠一「古代東国出土の線刻文字資料に関する一解釈―古代集落における經典説誦の実態―」（前掲）
- (5) 行田市郷土博物館『東歌の郷と古代の文字』二〇〇五年、三二頁
- (6) 神川村遺跡調査会『白樹原・檜下遺跡試掘報告』一九八〇年
- (7) 白樹原・檜下遺跡調査会『白樹原・檜下遺跡発掘調査概報Ⅱ』一九八七年
- 白樹原・檜下遺跡調査会『白樹原・檜下遺跡Ⅰ（中世編）』一九八九年
- 白樹原・檜下遺跡調査会『白樹原・檜下遺跡Ⅱ（奈良・平安時代編Ⅰ）』一九九〇年
- 白樹原・檜下遺跡調査会『白樹原・檜下遺跡Ⅲ（奈良・平安時代編Ⅱ）』一九九一年
- 白樹原・檜下遺跡調査会『白樹原・檜下遺跡Ⅳ（奈良・平安時代編Ⅲ）』一九九二年
- (8) 白樹原・檜下遺跡調査会『白樹原・檜下遺跡Ⅲ（奈良・平安時代編Ⅱ）』（前掲）四三〇頁
- (9) 白樹原・檜下遺跡調査会『白樹原・檜下遺跡Ⅳ（奈良・平安時代編Ⅲ）』（前掲）三一〇～三三五頁
- (10) 白樹原・檜下遺跡調査会『白樹原・檜下遺跡Ⅳ（奈良・平安時代編Ⅲ）』（前掲）三二五、三三四頁
- (11) 『説文解字』巻一
このほかに李圃主編『異体字字典』学林出版社、一九九七年なども参照した。
- (12) 日本規格協会による現用「JIS補助漢字」「Unicode」に存在する。
- (13) 中村元『佛教語大辞典』上巻、東京書籍、一九七五年、一九九頁など。
- (14) 『阿毘達磨大毘婆沙論』巻九（大正新脩大藏經二七冊四三頁下段、国訳一切経・毗曇部七・一六四頁）
謂一有情心心所法。於一境界俱時而転。理無展転互相縁義。譬如多人集在一処。或同観下。或共観空。理必不能互相見面。
- (15) 『阿毘達磨大毘婆沙論』巻一四九（大正新脩大藏經二七冊七六四頁上段、国訳一切経・毗曇部七・三一〇頁）
以神境通住上而見。如當舍人処上観下。如是居上観下衆色
- (16) 『大智度論』巻七（大正新脩大藏經二五冊・一一二頁中段、国訳一切経・釈経論部一・二〇二頁）
復次入是三昧王三昧。能観一切三昧相。如山上観下。
- (17) 『瑜伽師地論』巻六二（大正新脩大藏經三〇冊六四六頁中段、国訳一切経・瑜伽部四・二二五三頁）
復依世間諸近分定。若方便道。若無間道。若解脱道。或為断滅或為証得而修習者。彼於所縁或観過失或観寂靜。観下過失観上寂靜。
- (18) 『大般涅槃經』巻一〇（大正新脩大藏經二二冊四二九頁中段）
- (19) 『国訳一切経』涅槃部一・二二二～三頁。なお、引用文中の（ ）内は『大正新脩大藏經』には存在する部分であるが『国訳一切経』では意味不通のため省略された箇所である。
- (20) 常盤大定『涅槃経解題』『国訳一切経』涅槃部一
横超慧日『涅槃経』如来常住と悉有仏性』平楽寺書店、一九八一年
鎌田茂雄ほか編『大藏経全解説大事典』雄山閣出版、一九九八年、一〇六～七頁など。
- (21) 横超慧日『涅槃経』如来常住と悉有仏性』平楽寺書店、一九八一年、一五二～三頁
- (22) 門田誠一「古代東国出土の線刻文字資料に関する一解釈―古代集落における經典説誦の実態―」（前掲）
- (23) 雨宮隆太郎「古代村落と仏教―磁鉢をめぐる人々―」『千葉県文化財センター研究連絡誌』二、一九八四年

(24) 千葉県文化財センター『久我台遺跡・房総導水路建設事業に伴う埋蔵文化財調査報告書』一九八八年

作畑遺跡調査団『作畑遺跡発掘調査報告書』一九八六年

天野努・栗田則久・田形孝一「出土文字資料と地名」『千葉県市研究』二、一九九四年

(25) 千葉県『千葉県の歴史』資料編3・考古3 (奈良・平安時代) 一九九八年、口絵「5 民間仏教の広がり」五〇〜五一頁解説

(26) 萩原恭一「久我台遺跡」『千葉県の歴史』資料編3・考古3 (奈良・平安時代) (前掲)

千葉県文化財センター『久我台遺跡』(前掲)

(27) 千葉県文化財センター『久我台遺跡』(前掲) 五四五頁

(28) 臼樹原・檜下遺跡調査会『臼樹原・檜下遺跡III (奈良・平安時代編2)』(前掲) 四三〇頁

(29) 臼樹原・檜下遺跡調査会『臼樹原・檜下遺跡II (奈良・平安時代編1)』(前掲)

〔付記〕

本論は佛教大学に交付された文部科学省オーブンリサーチセンター整備事業補助金(平成十五年度〜十九年度まで)による研究プロジェクト「アジアにおける宗教文化の総合研究と研究成果の情報化による高度利用」による研究成果の一部である。

(もんだ せいいち 人文学科)

二〇〇六年十月十九日受理